

東京都教育委員会の今後の教育施策

—スピーキングテストの都立高等学校入学者選抜への活用—

One of the future policies of Tokyo Metropolitan Board of Education

—Adding speaking test to the entrance exam of Tokyo Metropolitan high schools—

宇田 剛¹, 上山 敏²

¹東京都教育委員会, ²大妻女子大学教職総合支援センター

Takeshi Uda¹, Satoshi Ueyama²

¹Tokyo Metropolitan Board of Education

2-8-1 Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, 163-8001 Japan

²Teaching Profession Support Center, Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：4技能, 学習指導要領の範囲内, 受験の公平性

Key words : 4 language skills, Within the limit of course of study, Equity of taking an exam

抄録

公立高等学校の入学者選抜においては、中学生が学習指導要領に基づき、中学校生活3年間で身に付けた学力を検査する必要がある。

現行の中学校学習指導要領(平成20年3月告示)の外国語(英語)及び新学習指導要領(平成29年3月告示)においては、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」という、いわゆる4技能を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが目標として掲げられている。

しかし、東京都立高等学校入学者選抜の英語検査においては、現在、「話すこと」の評価を行っていない。これは、選抜の当日に全受験者に「話すこと」の検査を行うことが物理的に不可能であることが理由である。

そこで、現在、東京都教育委員会は、英語の資格・検定試験を行っている民間の事業者の知見を活用し、都立高等学校の入学者選抜に「話すこと」の評価を導入することを検討している。ここに、これまでの取組内容等について報告する。

1. はじめに

他の教育委員会と同様、東京都教育委員会(以下、「都教育委員会」という。)においても、毎年、様々な特徴をもつ施策を準備している。本稿では、都教育委員会が、現在計画している教育施策について、特に「スピーキングテストの都立高校入学者選抜への活用」を中心に紹介していく。

1.1. 都内公立学校の基礎資料

まず、東京都公立学校の規模を把握してもらうために、都内の公立学校数、児童・生徒数、教員数について表1にまとめた。(2019年5月1日現在)

大まかに言うと、東京には、公立学校が2,000校あり、970,000人の子供たちと65,000人の教員がいる。他道府県と比べるとかなり規模は大きい。

また、直近5年間の都教育委員会が所管する予算と都一般会計については表2のとおりである。

東京都の教育費は年々増加しており、特に令和2年度は、一般会計が減になったにもかかわらず、教育費は増となり、総額で約8,700億円となっている。これも、他道府県と比べるとかなり潤沢な予算である。

表 1. 都内公立学校数・児童生徒数・教員数
※()内は、全国の公立学校に占める割合

	学校数	児童生徒数	教員数
小学校	1,271 (6.5%)	586,114 (9.4%)	33,448 (8.1%)
中学校	610 (6.5%)	222,730 (7.5%)	15,128 (6.6%)
義務教育 学 校	7 (7.7%)	6,272 (16.3%)	379 (11.2%)
高等学校	186 (5.2%)	133,349 (6.3%)	9,357 (5.6%)
高等学校 通 信 制	3 (3.8%)	1,671 (3.0%)	42 (2.8%)
中等教育 学 校	6 (18.8%)	5,587 (25.0%)	431 (24.5%)
特別支援 学 校	62 (5.7%)	12,797 (9.1%)	5,778 (6.9%)
合 計	2,145 (5.8%)	968,520 (8.2%)	64,563 (7.0%)

表 2. 都教育費と都一般会計の推移(当初予算)

	A 教育費 (単位:百万円)	B 一般会計 (単位:百万円)	A/B (%)
平成 28	803,056	7,011,000	11.5
平成 29	809,200	6,954,000	11.6
平成 30	818,371	7,046,000	11.6
令和元	843,366	7,461,000	11.3
令和 2	867,498	7,354,000	11.8

1.2. これまでの都教育委員会の施策

都教育委員会は、これまで様々な教育施策を実施してきた。それらの中には、過去において国や他道府県に少なからず影響を及ぼしたものがある。そのうちの幾つかを紹介する。

ア 人事考課制度

能力開発・人材育成に資する制度が教育職員にも必要であるという考えに基づき、「自己申告」と「業績評価」から構成される人事考課制度を平成 12 年度から実施している。

イ 児童・生徒の学力向上を図るための調査

国に先駆け、いわゆる「学力調査」を平成 15 年度から中学校 2 年生対象に 5 教科(国・数・英・社・理)で、翌 16 年度から小学校 5 年生対象に 4 教科(国・算・社・理)で実施して

いる。ちなみに、国は「全国学力・学習状況調査」を平成 19 年度に開始した。

ウ 主幹(教諭)制度

都教育委員会では、平成 15 年度に指導・監督層の教諭として「主幹」を位置付けた。その後、国が「主幹教諭」を定めたことから、平成 20 年度からそれまでの「主幹」を学校教育法上の「主幹教諭」に改めた。

エ デュアルシステム[東京版]

「学校と企業が協働して作成した就業プログラムによる就業訓練を長期間実施し、企業と生徒双方が合意すればその企業に就職できる」というデュアルシステム科を、平成 16 年に全国で初めて都立六郷工科高校に設置した。

オ 東京教師養成塾

優れた人材を大学 3 年生後期の段階で選抜し、約 11 か月間かけて養成、卒塾後は東京都公立学校の教員として採用する制度。平成 16 年度に 150 人を定員として開塾し、平成 26 年度には従来の小学校コースに加え、新たに特別支援学校コースを設置した。

ここで紹介した施策は十数年前のものが中心である。その後、都教育委員会は他県に影響を与えるような施策を行っていないのか、と思われるかもしれない。しかし、近年、各自治体は、東京都の施策の影響を受けるというよりも、それぞれがもつ強みや特徴を生かした取組を着実に進めていると理解している。

1.3. 現在の都教育委員会の施策の方向性

それでは、最近の都教育委員会はどのような施策を目指しているのか。直近では、平成 31 年 3 月に東京都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン(第 4 次)」を策定し、12 の基本的な方針と 30 の施策を定めた。この中で、特に優先すべきと考えている教育課題は以下のとおりである。

ア ICT 技術の発展への対応

イ 国際化の進展への対応

ウ 障害のある子供・家庭のニーズへの対応

エ 学びを支える学校力・教師力の強化

オ オリンピック・パラリンピック教育の充実

このアからオまでの課題は、東京だけでなく他道府県にも共通する課題であろう。しかし、この中で、「イ 国際化の進展への対応」は、世界有数の経済都市として発展し続けている東京にとって、特に特徴的な課題であると考えている。

2. 国際化への都教育委員会の対応方針

それでは、まず、その「国際化の進展への対応」について、都教育委員会がこれまで行ってきた取組について整理していく。

2.1. 東京都英語教育戦略会議(平成 25～28 年)

都教育委員会は、社会・経済・政治をはじめ、あらゆる分野・場面でグローバル化が進んでいる状況に、各学校が的確に対応できるよう、平成 25 年 6 月に有識者による「東京都英語教育戦略会議(以下、「戦略会議」と言う。)」を設置した。

この戦略会議では、都内公立学校におけるグローバル人材の育成に向けた英語教育を推進するための中長期的な方向性及び具体的方策について検討を進めてもらい、平成 28 年 9 月に 28 の提言から成る報告を受けた。

2.2. 「東京グローバル人材育成計画'20」

一方、国は、平成 25 年 12 月に示した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づき、令和 2(2020)年度より小学校から順次始まる学習指導要領の改訂や「大学入学共通テストにおける 4 技能検査の導入」をはじめとして、様々な取組を加速させていった。また、この平成 25 年は、令和 2(2020)年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることが決定した年でもあった。

都教育委員会は、この機を捉え、令和 2(2020)年度に向けたグローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画'20」を取りまとめることとし、平成 29 年度末に公表した。この計画では、

- ・使える英語力の育成
- ・豊かな国際感覚の醸成
- ・日本人としての自覚と誇りの涵養
- ・授業の質を高める
- ・学ぶ時間・機会を増やす
- ・学ぶ意欲を高め、学び続ける

図 1. 「東京グローバル人材育成計画'20」の 6 つの柱

という 6 点を柱とし、「2020」年という数字に合わせ、「20」の具体的な取組を設定した。

3. 「東京グローバル人材育成計画'20」の特徴的な取組

ここでは、「東京グローバル人材育成計画'20」の中から特徴のある施策を 5 つ紹介する。

内訳は、「児童・生徒に関わるもの」が 4 つ、児童・生徒の資質・能力向上させるための「教員に関わるもの」のが 1 つである。

3.1. 次世代リーダー育成道場(平成 24 年～)

【対象】生徒

【内容】将来、世界を舞台に活躍し、日本や東京の未来を担うリーダーを育成するために、毎年、200 名の都立高校生等を英語圏(合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)に 11 か月間留学させている。

【成果】生徒たちは、留学経験をとおして幅広い視野や積極的なコミュニケーション能力を身に付けている。修了者からは「将来、国連機関等での仕事を目指したい」といった声などが聞かれる。

3.2. 「国際バカロレアコース」の設置(平成 27 年度～)

【対象】生徒

【内容】海外大学への進学を希望する生徒のために、国の高校卒業資格と国際バカロレア資格の両方の取得を目指す「国際バカロレアコース」を都立国際高校に開設。国際バカロレア機構から認定を受けた初の公立高校である。

【成果】第 1 期生、2 期生からは、英国、米国、カナダ、オーストラリア、中国の大学の合格者を輩出している。

特に、令和 2 年 3 月に卒業した第 3 期生は、フルディプロマ*取得率が 100% であり、平均スコアも世界平均参考値を大きく上回った。

*国際的に認められている大学入学資格

3.3. 「世界ともだちプロジェクト」による交流 (平成 28 年度～)

【対象】 児童・生徒

【内容】 都教育委員会が、全ての公立学校で展開しているオリンピック・パラリンピック教育の取組のうちの一つ。具体的には、大会参加予定国等の歴史・文化についての調べ学習、地域在住の外国人・留学生との交流、海外の学校との手紙やメールでのやりとりなどがある。

【成果】 平成 30 年度の実績では、都内公立学校の 8 割以上が、手紙・メールを通して地域在住の外国人等と交流を行ったり、在日大使館の協力を得て海外の学校と交流を行ったりしており、国際感覚の醸成が進んでいる。

3.4. 東京都英語村

「Tokyo Global Gateway(TGG)」(平成 30 年度～)

【対象】 児童・生徒

【内容】 国内にいながら、体験や実践を通じた英語漬けの環境を利用し、英語を使う楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上を目指す施設。

【成果】 利用した児童・生徒の 9 割以上から「楽しかった」「また利用して英語をもっと話したい」といった感想が聞かれている。教員からは「子供たちの学習意欲が向上した」「積極的に英語でコミュニケーションを取ろうとする子供が増えた」といった声が聞かれている。

3.5. 教員の海外派遣研修(平成 26 年度～)

【対象】 小・中・高・特別支援学校の教員

【内容】 英語科教員及び小学校の英語教育担当教員(合計で 140 名)を海外の大学に派遣し、最新の英語教授法講座を受講させることなどにより、指導力の向上を図る。派遣期間は、中・高・特別支援学校は 10 週間、小学校は 4 週間。

【成果】 教員自身の英語力・指導技術、異文化理解が向上するだけでなく、留学の成果を勤務校の他の教員に波及させることにより、学校としての英語教育・国際理解教育の進展に寄与している。

4. 「東京グローバル人材育成計画'20」における今後の取組

2.2.で、「東京グローバル人材育成計画'20」には 20 の取組があると述べた。このうち 18 の取組については、ほぼ完成に近づいているが、下の「国際色豊かな学校の拡充」と「都立高等学校入学者選抜英語学力検査の改善」の 2 つについては、「今後、本格的に取り組んでいく事業」と位置付けている。この 2 つの事業の概要を説明する。

4.1. 「国際色豊かな学校の拡充」に関する取組

都教育委員会は、平成 28 年 2 月に「都立高校改革推進計画・新実施計画」を公表した。この中で、国際的に活躍できる人材を育成するとともに、海外帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の受け入れなどを行う、国際色豊かな教育環境を整備することを目的として、

ア新国際高校(仮称)

イ都立中高一貫教育校における教育内容の充実
ウ都立小中高一貫教育校の設置

といった取組を進めていくことを明記した。このうち、ウの都立小中高一貫教育校の設置については、公立学校としては全国初の試みである。

4.2. 「都立高等学校入学者選抜英語学力検査の改善」に関する取組

今後、精力的に取り組んでいくもう一つの事業が、この都立高等学校入学者選抜英語学力検査の改善に関する取組である。

これは、実は、「1 はじめに」で述べた「スピーキングテストの都立高校入学者選抜への活用」であり、本稿のメインテーマとなるものである。以降、このテーマを中心に報告を進めていく。

5. スピーキングテストの都立高校入学者選抜への活用

この章では、高等学校の入学者選抜(英語学力検査)に、なぜスピーキングテストの導入が必要なのかについて説明していく。

5.1. 中学校学習指導要領「外国語」の目標

まず、中学校学習指導要領における外国語の目標を確認する。現行の平成 20 年 3 月告示^[1]と、来年度から全面実施される平成 29 年 3 月告示^[2]の

2つの学習指導要領においては、下の表3のとおり目標が定められている。(下線は筆者)

表3. 中学校学習指導要領「外国語」の目標

「外国語」の目標	
平成20年告示版	外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、 <u>聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと</u> などのコミュニケーション能力の基礎を養う。
平成29年告示版	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による <u>聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと</u> の言語活動を通して、簡単な情報や考え方を理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次の通り育成することを目指す。(一部抜粋)

平成29年度版の新学習指導要領の目標は分量が増えており、一部抜粋としたが、両方に共通するのは、次のことである。

聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、という、いわゆる4技能を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する

図2. 現・新学習指導要領の目標の共通点

さらに、新学習指導要領では、「話すこと」を重視し、「話すこと(発表)」と「話すこと(やりとり)」の2つに分け、4技能5領域としたことに大きな特徴がある。

5.2. 都立高等学校入学者選抜の出題範囲

当然のことではあるが、都立高等学校の入学者選抜の出題範囲は、学習指導要領に基づき、中学生が3年間学んできた内容としている。数学ならば、「数と式」「図形」「関数」「データの活用」から、社会ならば「地理的分野」「歴史的分野」「公民的分野」から、バランスよく学習指導要領の範囲内で出題される。

このことに基づけば、英語については、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4つの言語活動についてバランスよく出題される必要がある。

5.3. 都立高等学校入学者選抜英語学力検査における出題内容

しかし、現行の都立高等学校の英語学力検査においては、4技能のうち「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の検査にとどまっており、「話すこと」の技能についての検査は未実施である。

極端な言い方をすると、これは、高等学校の入学者選抜において、例えば数学で「図形」の範囲から問題を出題しない、社会で「公民的分野」から出題しない、と同じことであると言える。

もちろん、「話すこと」の評価が可能ならばそれに越したことはない。しかし、検査当日に「話すこと」のテストを受検者全員に行うことは物理的に不可能である。東京都だけでなく、他県においても入学者選抜当日に「話すこと」の検査を実施している自治体はない。

5.4. 国の動向と戦略会議からの提言

ところで、国は、「生徒の英語力向上推進プラン」(平成27年6月)³⁾において、「中・高・大学での英語力評価及び入学者選抜における英語の4技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を引き続き促進する」ことを明示した。

また、「大学入学共通テスト実施指針」(平成29年7月)では、「大学入学共通テスト」において、英語の評価に民間の資格・検定試験を導入することを決定した。(ただし、その導入の在り方については現在再検討中である。)

さらに、前述した東京都の戦略会議⁴⁾からは「今後は、都立高校入試においても『話すこと』を含めた4技能を測る入試の実施方法の工夫について前向きに検討すべき」との提言を受けた。

こうした状況から、都教育委員会でも国と同様、入学者選抜において4技能を測ることは必要であるとの見地に立ち、「東京グローバル人材育成計画'20」に、「都立高等学校入学者選抜英語学力検査の改善」、つまり、「スピーキングテストの都立高校入学者選抜への活用」を位置付け、その実現の可能性や具体的な方法について検討を開始した。

5.5. スピーキングテスト導入の可能性

過去における、都立高等学校入学者選抜の英語学力検査での最も大きな改善は、平成9年度の「リスニングテスト」の導入であった。これは次頁の

図3にある《導入の背景》が存在したので実現することができた。それでは、今回は、どのような条件が揃えば、入学選抜英語学力検査において「話すこと」を評価できるのか。

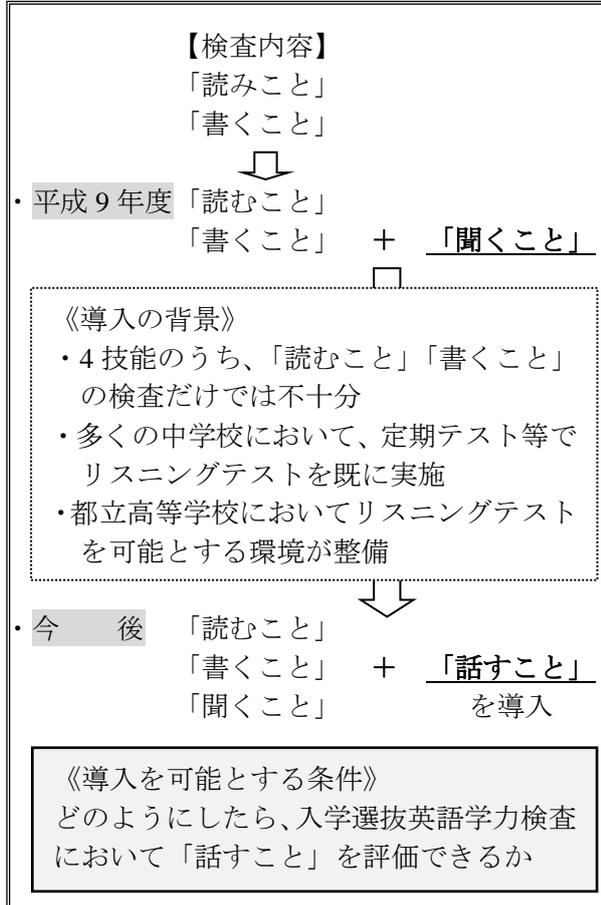


図3. 入学者選抜における英語学力検査の改善

この検討を進めるために、都教育委員会は次の手順で、委員会を設置したり、予備調査を行ったりした。

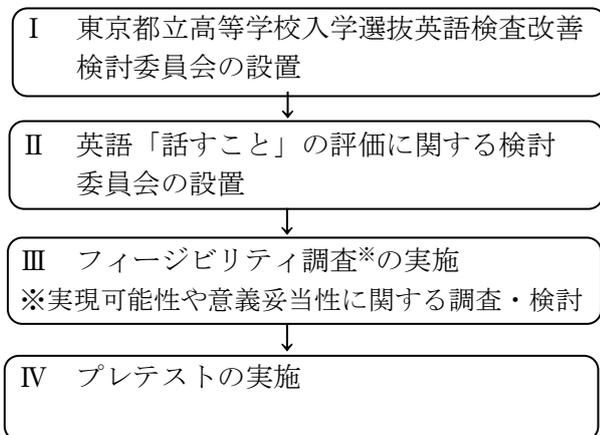


図4. 導入検討の手順

以下、これまで設置した委員会、実施した調査やプレテストについて詳しく述べていく。

6. 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会からの報告

5.3.で述べた通り、入学選抜当日に生徒一人一人にスピーキングテストを課すのは不可能である。

この課題の解決に向けて、都教育委員会はまず、平成29年6月に、外部有識者、区市町村教育委員会代表者、学校関係者等から成る「東京都立高等学校入学選抜英語検査改善検討委員会(以下、「改善検討委員会」という。)を設置し、同年12月に検討結果の報告¹⁾を受けた。改善委員会からの提言の概要は、下の(1)から(7)のとおりである。

- (1) 英語検査においては「話すこと」を含めた4技能の評価を行うべき
- (2) ただし、日程的に困難なことから、民間の資格・検定試験団体の知見の活用が有効
- (3) 出題内容は学習指導要領に準拠すること
- (4) 活用する資格・検定試験は一本化し、受験機会は一回とする
- (5) 採点の客観性・信頼性を担保する
- (6) フィージビリティ調査を実施する
- (7) 4技能を育成するための授業改善を行う

そして、この7つの項目が、左の5.5.図3にある《導入を可能とする条件》となる。

7. フィージビリティ調査の実施

都教育委員会は、前項の改善検討委員会からの提言(6)にあるフィージビリティ調査を、以下のとおり実施した。

7.1. フィージビリティ調査の概要

- (1)主 管 都教育委員会(受託事業者: 公益財団法人 日本英語検定協会)
- (2)対 象 都内公立中学校8校に在籍する第3学年生徒 約1,000名
- (3)実施時期 平成30年8月末から9月末日までの1日
- (4)実施方法 8校中6校においては、PC又はタブレット端末を用いて解答音声を録音する方式で実施し、残り2校については面接により実施

(5)実施内容

- ア スピーキングテスト
 - ・出題は中学校学習指導要領の範囲内
 - ・結果は、生徒配布用個票、学校ごとの一覧表で返却
- イ アンケート
 - ・受験した生徒、英語科教員、実施運営に関わった教員にアンケートを実施

7.2. フィージビリティ調査結果の検証 検証結果は以下のとおりである。

(1) 出題内容の妥当性

- ア 中学校学習指導要領及び中学校検定教科書で扱われている範囲内で、目的に応じた出題が可能であることが明らかになった。
- イ テスト結果を分析したところ、テストの信頼性を表す信頼性係数が高く、受験者の能力を適正に測定できたという結果が出た。

(2) 採点の客観性・信頼性

- ア 受験者1名に対して、複数の採点者が採点を行うことで、採点の客観性・信頼性を担保することができた。

(3) 実施・運営上の安全性

- ア 事業者がもつノウハウを活用することにより、円滑な運営を行うことができた。
- イ タブレットの動作確認を事前に繰り返し行うことにより、当日の機器のトラブルを防ぐことができた。
- ウ 受験者アンケートからは、ほとんどの生徒から、「機械の操作に困難を感じることなく、集中して受験することができた」という回答を得た。

(4) 課題

- ア 平均得点が8割近くになり、得点分布が高得点層に集中してしまった。出題内容を工夫していく必要がある。
- イ 試験監督者からの受験生への指示方法に差異が見られた。指示内容をあらかじめタブレットに録音しておくなど、公平性を担保する工夫が必要である。
- ウ 「周囲の音が気になった」とアンケート

で回答した受験者がいた。より一層、安心して受験できる環境整備が必要である。

8. 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会

都教育委員会は、フィージビリティ調査の実施に先立ち、平成30年4月に、外部有識者、区市町村教育委員会代表者、学校関係者等から成る「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会(以下、「評価検討委員会」という。)を設置した。

評価検討委員会では、改善検討委員会報告で示された7つの方向性及びフィージビリティ調査結果を基に、スピーキングテストの都立高等学校入学選抜への導入について具体的な方策が検討され、都教育委員会は平成31年2月に報告¹⁰⁾を受けた。その主な内容について、8.1～8.4に記載していく。

8.1. 英語「話すこと」の評価の全体概要

(1) 英語「話すこと」の評価方法(基本スキーム)

都教育委員会が監修し、民間の資格・検定試験実施団体が実施する新たな資格・検定試験であるスピーキングテスト(以下、「スピーキングテスト」という。)を活用して、中学生のスピーキング能力を把握する。

(2) スピーキングテスト実施の目的

ア 中学校での「話すこと」の指導の充実

4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況を把握することにより、各中学校における「話すこと」の指導に関する成果と課題を検証し、学習指導要領の目標の実現に向けた指導の充実を図る。

イ 都立高等学校入学選抜における「話すこと」の評価の導入

スピーキングテストの結果を活用し、現在の都立高等学校入学選抜英語検査において未実施の「話すこと」に関する評価を導入する。

ウ 高等学校での「使える英語力」の育成

都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえ、高等学校入学後、一人一人に応じた4技能の指導の充実に生かす。

8.2. 都教育委員会が、試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件

(1) 基本的事項

ア 出題方針・出題内容

(ア) 出題方針

出題の範囲は、中学校学習指導要領における英語「話すこと」に準拠した内容とする。

(イ) 出題内容

- ① 問題に使用する言語材料等は、中学校検定教科書や都教育委員会が指定する教材に基づく。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能の定着や、思考力・判断力・表現力などをみる。

イ 実施方式

タブレット等の端末及びヘッド・セットを使用し、端末の画面及びヘッド・セットからの音声による出題に対し、解答音声を録音する方式で実施する。

ウ 実施日程

中学校の教育課程や進路指導の日程、テスト実施から結果返却までの採点期間等を考慮し、原則として毎年度、11月第4土曜日から第2日曜日までの週休日又は休日のうちの一日とする。

また、インフルエンザ罹患等の理由で受験できなかった場合は、予備日での受験を認める。

エ 受験回数

受験機会の公平性を考慮し、受験回数は各受験者1回とする。

オ 受験会場

公正・公平な環境で実施するために、原則として大学等の外部施設を利用する。ただし、島しょを含む一部地域については、都が所有する施設等の利用を検討する。

カ 受験料

試験実施団体は、適切な価格を設定する。なお、都内公立中学校の第3学年生徒の

受験料については、都教育委員会が公費を投入して費用を負担するよう、都教育委員会に検討を求める。

(2) 実施・運営に関すること

ア 採点基準の設定及び採点方法

- (ア) 出題方針に沿った採点基準を設定
- (イ) 採点者は、採点に関する研修を受講することを必須
- (ウ) 採点は複数の採点者で行うとともに、採点結果を点検する機能を確保
- (エ) 採点期間の短縮化、採点コストの低廉化の可能性を追求するためAIを活用した採点についての研究を実施

イ 試験監督等

- (ア) テストを公正・公平に実施するために必要な人員を配置
- (イ) 受験者への説明やテストの進行管理、トラブル対応等のスキルを身に付けた者を配置

ウ 使用機器

- (ア) テストで使用する機器について、十分な整備予備点検を実施
- (イ) システムトラブルに対応できる人員の配置や予備機器の準備など、トラブルへの対策を実施

エ 障害等のある受験者に対する特別措置

障害等のある受験者に対しては、障害の特性等を考慮した上で特別な措置を実施

オ 留意事項

- (ア) 受験者の個人情報については、関係法令を遵守し、適正な管理に必要な措置を施し、国外において個人情報を扱う場合は、国内の取扱いに準拠
- (イ) テスト問題の情報流出等への予防措置を実施
- (ウ) 原則として、中学校等の教職員は、試験監督、採点等には関与しないこと

(3) 東京都立高等学校入学者選抜への活用について

東京都立高等学校入学者選抜への活用に係る以下の内容については、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会^{*}における今後の検討結果によるものとする。

- ア スピーキングテストの活用方法
- イ スピーキングテストの結果を活用する都立高等学校
- ウ 都立高等学校へのスピーキングテスト結果提供方法
- エ スピーキングテストを受験しなかった生徒等への対応
- オ 導入規模

^{*}東京都立高等学校入学者選抜検討委員会

- 《目的》入学者選抜における問題点を明らかにし、改善策について検討
- 《構成》外部有識者、区市町村教育委員会代表、保護者代表、学校関係者
- 《その他》(3)のアからオを検討するため、今年度は、特別部会と作業部会を設置

8.3. 本事業に係る都教育委員会の役割

(1) スピーキングテスト要件の確認

都教育委員会は、上記 8.2. で記載した試験実施団体に求めるスピーキングテストの要件が満たされているか確認する。

(2) 財政支援

都教育委員会は、受験者及び試験実施団体に対して、費用負担を行うことを検討する。

8.4. 今後の検討課題

(1) 私立高等学校入学者選抜における活用について

都内私立高等学校の入学者選抜においても本テストの活用が図れるよう、情報提供を行っていく。

(2) 他道府県との連携について

他道府県でも本テストを活用してもらい、受験者数の規模拡大による受験料の低廉化の

可能性を探っていく。

(3) 英語力評価における 4 技能の統合について

「話すこと」と「聞くこと」「読むこと」「書くこと」と統合した英語力の評価の在り方について検討を進めていく。

以上が評価検討委員会報告の概要である。現在、都教育委員会は、この報告に基づきながら、都立高等学校入学者選抜英語検査へのスピーキングテストの導入について検討し、準備を進めている。

9. 令和元年度プレテストについて

評価検討委員会報告と同様に重要なのが、プレテストの結果とその検証である。平成 30 年度のフイービリティ調査は約 1,000 人を対象に実施したが、令和元年度のプレテストは規模を拡大して約 8,000 名を対象に実施した。この項ではそのプレテストの内容、結果と検証について報告する。

9.1. 令和元年度プレテストの概要

- (1) 対象生徒 都内公立中学校 77 校に在籍する第 3 学年生徒 約 8,000 名
- (2) 実施協定 教育委員会は、令和元年度プレテストの実施に当たって、株式会社ベネッセコーポレーションと実施協定を締結
- (3) 実施時期 令和元年 11 月 7 日から 12 月 21 日までの 1 日
- (4) 実施方式 タブレット端末、イヤホンマイク、防音用イヤーマフを使用し、解答音声を録音する方式で実施

(5) 出題内容

ア 出題方針及び評価方針に基づき、評価検討委員会作業部会(外部有識者、英語科教員、都教育委員会指導主事等)で検討

イ 次頁の表 4 のとおり、A から D までの 4 つのパートに分け、それぞれに測定すべき能力を設定して出題

表 4. 令和元年度プレテスト内容等について

Part	出題数	出題形式と測定する能力
A	2	英文を読み上げる形式の問題で、状況や英文を理解し上で、正確な発音と適切な流暢さで音読ができる力をみる
B	4	図示された情報を読み取り、それに関する質問を聞き取った上で、適切に応答する力をみる
C	1	日常的な出来事について、話の流れを踏まえて相手に伝わるように状況を説明する力をみる
D	1	身近なテーマに対して、自分の意見とその意見をサポートする理由を伝える力をみる

(6) 具体的な問題(一部抜粋)

① Part A(音読)

《解答方法の指示(日本語)》

「聞いている人に伝わるように、英文を声に出して読んでください。はじめに準備時間が 30 秒あります。解答時間は 30 秒です。録音開始の音が鳴ってから解答を始めてください」

《質問(日本語)》

「あなたは留学中です。今、あなたは学校のクラスで、あなたが初めて留学先の国に到着したときのことについて話すことになりました。次の英文を声に出して読んでください」

《音読する文》

Have you been to a different country? On my first day here, I was sad because I couldn't see my family, but I met some new friends on the next day. Everyone was really kind to me. So I felt better.

② Part B(質問に応答する)

《解答方法の指示(日本語)》

「画面上の情報を見て、英語で答えてください。あなた自身の解答を述べる時間と与えられた情報をもとに適切に答える問題があります。はじめに準備時間が 10 秒あり、そのあと質問が始まります。解答時間は 10 秒です。録音開始の音が鳴ってから解答を始めてください」

《質問(日本語)》

「あなたは、アメリカ人の留学生と公民館に来ました。公民館でできる活動を紹介したポスターを見ています。留学生からの質問に対して、画面上のポスターをもとに、あなた自身の解答を英語で述べてください」

《質問(英語)》

Question: What do you want to do today?

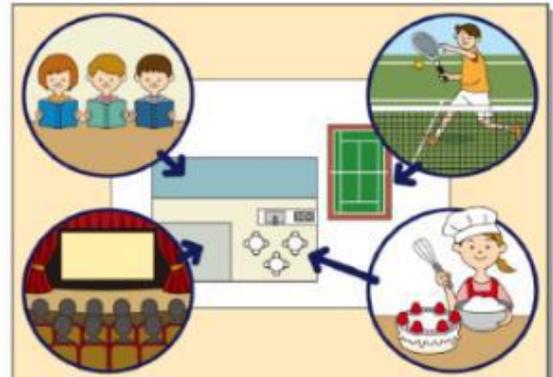


図 5. Part B のイラスト

➤ここで、この Part B の問題と新しい学習指導要領との関係について考えてみたい。この設問は、

Q: What do you want to do today?(あなたは今日、何をしたいですか)
というタブレットから発せられる質問に対して受験者が、例えば

A: I want to play tennis.(テニスをしたいです)
と答える問題である。

これは、一往復だけのやりとりではあるが、来年度から全面実施される新学習指導要領の「話すこと[やりとり]」ができるかについて評価する問題である。

図 6. 新学習指導要領との関連

③ Part C(状況を説明する)

《解答方法の指示(日本語)》

「これから画面に表示される 1 コマ目から 4 コマ目のすべてのイラストについて、ストーリーを英語で話してください。はじめに準備時間が 30 秒あります。解答時間は 30 秒です。録音開始の音が鳴ってから解答を始めてください」

《質問(日本語)》

「あなたは、昨日あなたに起こった出来事を留

学生の友達に話すことになりました。イラストに登場する男の子になったつもりで、相手に伝わるように英語で話してください」

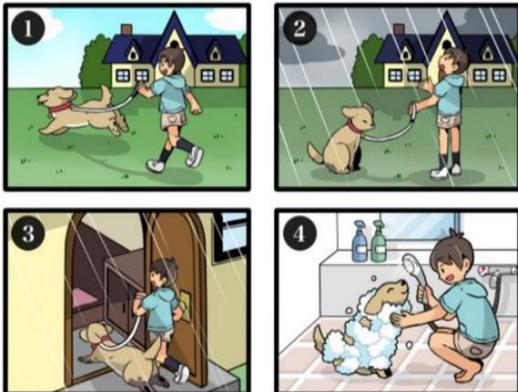


図7. Part C のイラスト

④ Part D(自分の意見とその理由を話す)

《解答方法の指示(日本語)》

「質問に対して、自分の考えとそう考える理由を英語で述べる問題です。はじめに準備時間が1分あります。解答時間は40秒です。録音開始の音が鳴ってから解答を始めてください」

《質問(日本語)》

「あなたは、英語の授業で、次の質問に対する自分の考えと、そう考える理由を発表することになりました。聞いている人に伝わるように話してください」

《質問(英語)》

What is your favorite thing to do in the evenings ?
Choose one thing and explain why.

9.2. 令和元年度プレテストの結果

この項では、プレテストの結果について、グラフやアンケートにより報告する。

(1) 平均スコア(210点満点) 114.4/210
※100点満点に換算すると54.5点

(2) スコア度数分布

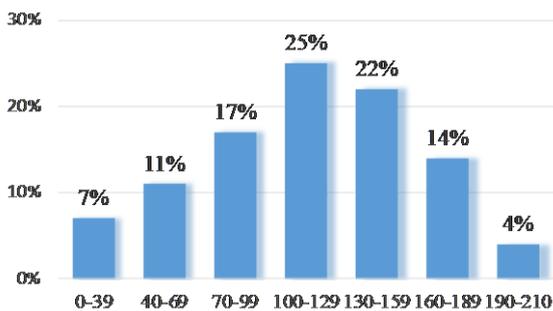


図8. 令和元年度プレテスト度数分布

(3)受験者アンケート

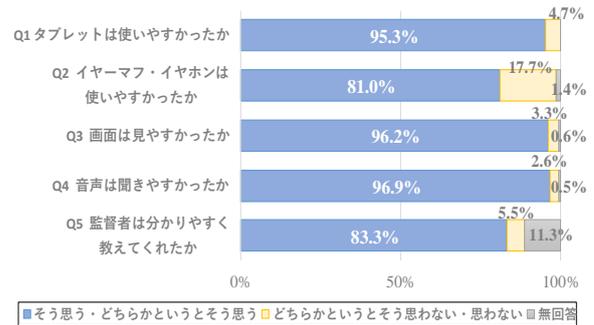


図9. 「取り組みやすかったか」

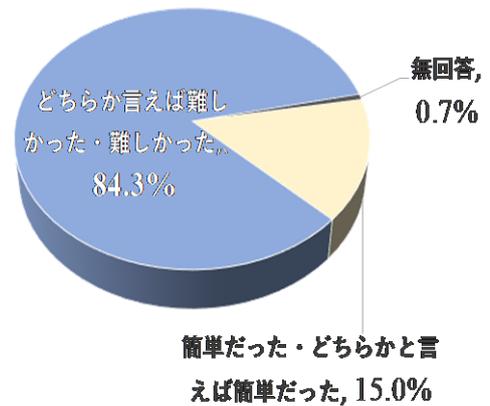


図10. 「試験内容は難しかったか」

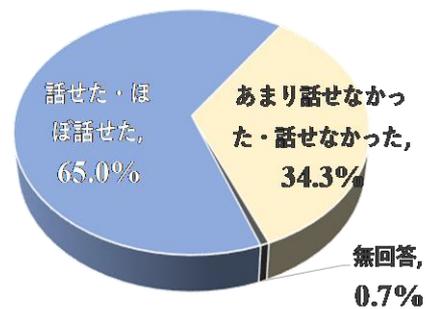


図11. 「話したいことが話せたか」

(4) アンケートの自由記述

ア 生徒アンケートから

- ・今後の生活では、リスニングとスピーキングが大事になってくると思うので、こういうテストができてとてもうれしく思った。

- ・中学校3年間で身に付けた自分の英語力を生かすことのできる機会が、よい経験になった。とても楽しかった。
- ・イヤーマフが重く、締め付けられる感じがした。
- ・試験監督の人の説明が早く、操作がつかいにくかった。

イ 教員アンケートから

- ・スピーキング活動を好きな生徒は多い。客観的に自分の能力が判定されれば、大きな自信となると思う。
- ・試験監督者が進行・対応してくれたので、負担が少なく助かった。
- ・説明時には映像や掲示物など、分かりやすいものが必要である。

9.3. 令和元年度プレテストの検証

この項では、前項9.2.(1)から(4)の内容から検証できたことについてまとめていく。

(1) 成果

ア 出題内容の妥当性

平成30年度に行ったフィジビリティ調査では、問題が易しく、平均スコアが8割近くとなってしまう、度数分布も高得点層に集中した。

その反省を生かし、問題を練り直したことにより9.2.(1)及び図8のとおり、平均スコアは54.5点、分布も正規分布に近くなり、出題内容の妥当性は向上した。

イ 検査機器の使いやすさ

図9のグラフが示すとおり、タブレットの使い勝手、ディスプレイの見え方、音声については95以上の生徒が肯定的な回答をしている。都教育委員会として安心できる数値を得ることができた。

ウ 生徒の満足度

生徒の自由記述からは、スピーキングを楽しんでいることがうかがえる。また、図10、図11から、生徒は、問題をやや難しいと感じながらも、話したい事を話せた者が半数以上いることが分かる。そして、度数分布を見ると能力どおりの結果がでている。

これは、「やや難しいタスクに挑戦し、自分なりに達成感をもつことができています」ことを示しており、好ましい結果である。そして、このことが、教員の(4)イの「客観的に評価されれば、生徒は自信をもつ」という感想につながっていく。

(2) 課題

ア 試験監督者からの指示・説明

7.2.(4)イに記載したとおり、平成30年度のフィジビリティ調査において、試験監督者の指示方法等に課題が見られた。残念ながら今回のプレテストにおいても、図9のQ5「監督者は分かりやすく教えてくれたか」や9.3.(4)アの4番目の自由記述にあるとおり、監督者の指示に課題が見られた。

今後、事業者と協力し、事業者が派遣する監督者の力量の向上を図るとともに、タブレットにあらかじめ指示を録音しておく、指示に差異が生じないような方策も探っていく。

イ イヤーマフ・イヤフォンの改善

図9の質問の中で、「どちらかというともう一方の音が聞きにくい・聞きやすい」の割合が最も多いのは、イヤーマフ・イヤフォンの使い勝手についてである。

一方、同じ図9のQ4「音声は聞きやすかったか」については肯定的な回答が96.9%となっている。聞きやすかったが、使い勝手が悪かったということは、生徒アンケートにもあるとおり、イヤーマフが重くて、きつく締め付けられる感じを受けた生徒が多かったためと考えられる。今後、外からの音声遮断の機能を継続しつつ、着け心地の良いイヤーマフについて研究していく。

9.4. プレテストの検証結果に基づいた今後の取組

このプレテストの検証結果に基づき、今後、次の3点について取り組んでいく。

(1) 実施内容の改善

ア スピーキングテストの内容の更なる改善

- ・入学者選抜検査の導入を見据えた出題内容のブラッシュアップ

イ 実施・運営方法の更なる改善

- ・タブレット端末のプログラム改良(監督者が説明する内容をあらかじめ録音しておくなど), また, イヤーマフの改善
- ・大学等の外部会場での円滑な実施・運営方法の確立

(2) 規模を拡大した確認プレテストの実施

ア 入学者選抜と同規模のプレテストの実施

- ・本格導入に向けては, 実際の入学者選抜と同規模でプレテストを行うことが不可欠であることから, 今後, 都内公立中学校第3学年約 80,000 人全員を対象とした「確認プレテスト」を実施

(3) 4 技能育成に向けた授業改善の推進

ア 系統性のある指導計画の作成

- ・各中学校が, プレテスト検証結果を生かし, 小学校英語(4年間)→中学校英語科(3年間)→高等学校英語科(3年間)を見通した指導計画を作成することができるよう支援

イ 「話すこと」の指導の充実

- ・都教育委員会が作成し, 都内全公立中学校に配布した『「話すこと」に関する能力育成のための映像資料・指導資料(令和2年2月)』の活用を促し, 各中学校における「話すこと」の指導の充実を支援

10. スピーキングテストの FAQ

都教育委員会は, これまで, スピーキングテストの都立高等学校入学者選抜への導入の基本的な考え方等について, 区市町村教育委員会, 校長会及びその他の関係団体に説明してきた。この項では, そうした説明の場において, 質問の頻度が高かった内容について Q&A 方式で紹介していく。

このことにより, これまで縷々説明してきた都教育委員会が考えるスピーキングテストとはどのようなものなのかを再度整理するとともに, 国が実施しようとした民間の資格・検定試験の導入との相違点等についても明らかにしていく。

Q1 都立高等学校の一次・前期入学者選抜は, 例年2月21日頃に実施されているが, スピーキングテストはいつ実施するのか。

A1 タブレットを活用したスピーキングテストの採点には, 通常約1か月半かかる。そのため, 中学校の2学期の期末考査が終了した後の11月第4土曜日から12月の第2日曜日までの週休日又は祝日から1日を選定する。

Q2 なぜ一回しか実施しないのか。

A2 受験回数を各受験者1回とし, 受験機会の公平性を担保するためである。

Q3 インフルエンザの罹患等により受験できなかった生徒に対する救済措置はないのか。

A3 インフルエンザ等の学校感染症に罹患したなどの理由で受験できなかった生徒のために, 予備日を設ける。

Q4 それでも何らかの事情で受けられなかったり, テスト後に他県から急に転入したりした場合はどうするのか。

A4 止むを得ない事情により受験できなかった生徒が不利にならないよう, 例えば, 特別の換算方法を用意するなどの対応を行う。

Q5 都立高等学校への入学を希望する中学生は, すべてこのテストを受ける必要があるのか。他県や私学の中学生はどうなのか。

A5 都立高等学校の入学者選抜を受検する意思のある生徒は, 全てスピーキングテストを受験することになる。このことについては, 今後, 他道府県教育委員会や私立学校等に丁寧に周知していく予定である。

Q6 このテストは入学者選抜検査の一部なのか。入試を前倒しするということか。

A6 このテストは, 入学者選抜の一部ではない。あくまでも民間事業者が, 都教育委員会監修の下に実施する, 資格・検定試験である。

生徒にこの試験を受けさせる目的は, 次頁の図12(4)の①から③のとおりであり, そのうちの1つが入学者選抜への活用である。

-
- (1) 事業者が都教育委員会の監修の下、新たにスピーキングテスト問題を作成。都教育委員会は、問題が中学校学習指導要領及び都立高等学校の入学者選抜の出題方針に沿っているかを確認。
 - (2) 生徒が事業者のスピーキングテストを受験(11月末から12月初旬)
 - (3) 生徒、学校に結果を返却(1月半ば)
 - (4) テスト結果の活用(主に3つ)
 - ① 生徒が自分の「話す能力」について正確に把握し、今後の学習に生かす
 - ② 教師が結果を分析し、4技能を総合的に伸長するための授業改善に生かす
 - ③ **2月の都立高等学校入学者選抜に活用する**

図 12. スピーキングテストの実施手順

- Q7 テストの運営に、公立中学校や都立高等学校の教員は関わるのか。
- A7 このテストはあくまでも民間事業者が実施する資格・検定試験である。そのため、公立中学校及び都立高校の教員は一切関与しない。
- Q8 ということは、事業者に「丸投げ」して、都教育委員会に関わらないのか。また、民間の資格・検定試験は、学校で習わない内容も出題されるのではないのか。
- A8 丸投げではない。図 12 の(1)にあるように、都教育委員会は、事業者が新たに作成する問題が、「中学校学習指導要領の範囲内であるか」、「東京都の入学者選抜の方針に沿っているか」等について厳格に確認し、監修していく。
- Q9 そもそも、なぜ民間事業者の資格・検定試験を活用するのか。
- A9 既に 5.3.で述べたとおり、都立高等学校の試験当日にスピーキングテストを実施し、その後、都教育委員会や各学校が採点し、例年どおりの合格発表スケジュールに間に合わせるとするのは不可能である。そこで、4技能テストを大規模で実施している実績をもつ事業者の知見

を活用することとした。

- Q10 もしそうならば、その民間事業者が行っているオンライン講座や資格・検定試験を受けた生徒が有利になるのではないのか。
- A10 このスピーキングテストの内容は、中学校学習指導要領の範囲から出題される。そのため英語科教員が、学習指導要領に則り「話すこと」の指導を行っていれば、どの生徒も、外部機関を利用して特別に練習したり準備したりする必要はない。
- なお、現在、都教育委員会が活用を図ろうとしているスピーキングテストは、図 12にあるように、既存の資格・検定試験ではなく、都教育委員会の監修のもと、事業者が新たに作成するものである。
- Q11 タブレット端末を使うとのことだが、その扱いに慣れている生徒が有利になるのではないのか。
- A11 本テストでは、テストの開始時にタブレットの電源を入れ、IDを入力するが、それ以降は、録音された音声に従って解答していく。そのため、タブレットの扱いに習熟している必要はない。9.2.(3)の受験者アンケートでも、95.3%の生徒が「タブレットは使いやすかった・どちらかと言えば使いやすかった」と回答している。
- Q12 タブレットの機器等の故障が危惧されるが大丈夫なのか。
- A12 令和元年度プレテストでの機器のトラブルは3件で、これは、実受験者数(約7,400人)のうちの0.04%であった。また、事前チェックでトラブルの発生を把握することができ、テスト実施に影響はなかった。
- 事業者がこれまで実施してきたタブレットを使用した資格・検定試験においても、機器トラブルの発生率は極めて低いとの報告を受けている。
- Q13 周囲の生徒の声が聞こえてきて、集中できないのではないのか。
- A13 そのような状況を発生させないために、イヤホンマイクを装着してから、イヤーマフを

使用するという工夫を行い、周囲の音声を遮断した。その結果、9.2.(3)の受験者アンケートでは、96.9%の生徒が「音声は聞きやすかった・どちらかと言えば聞きやすかった」と回答している。



図 13. イヤホンマイク



図 14. イヤーマフ

Q14 スピーキングテストの採点は難しいのではないか。採点の信頼度を担保できるのか。

A14 採点の信頼度を担保するために、次のような取組を行う。

- (1) 受験者の能力を正しく測ることが可能となる、出題方針に沿った採点基準を設定
- (2) 採点に関わる者は、採点に関する研修を必ず受講することを義務化
- (3) 必ず複数の採点者で採点を実施
- (4) 採点者間で採点に大きく違いが出た場合は、さらに経験のある上位者が採点を調整

Q15 スピーキングテストを導入することによって「都立校離れ」が生ずるのではないか。

A15 9.2.(4)イの教員アンケートにあるように、スピーキング活動を好きな生徒は多く、客観的に自分の能力が判定されれば、大きな自信となっていく。

また、「話すことの能力の指標に基づく評価の工夫」(坂田, 2004)^[10]では、スピーキングテストを実施したことにより、生徒から、「英語で話してみても、初めて力がつくと思った」「もっと話したい」「先生の質問に文で答えるようにした」といった感想が聞かれたと報告されている。

こうしたことから、スピーキングテストを導入することにより、都立高等学校が敬遠されるとは考えていない。

Q16 都教育委員会は、高等学校の入学者選抜の形式を変えることによって中学校の授業を変えていくことを目指しているのか。

A16 「入試制度が変わらなければ、授業も変わらない」と言われることがあるが、本取組はそのようなことを目指しているわけではない。スピーキングテスト実施の目的は、A6にあるとおり、

- ① 生徒が自分の「話す能力」について正確に把握し、今後の学習に生かす
- ② 教師が結果を分析し、4技能を総合的に伸長するための授業改善に生かす
- ③ 都立高等学校入学者選抜に活用する

という3点であり、入学者選抜に活用することのみを目的としているわけではない。

また、A10にあるとおり、学習指導要領に基づく「話すこと」の指導を日常から行っていれば、指導方法を大きく変える必要はない。

Q17 他県での先行事例はあるのか。

A17 都教育委員会は、平成30年3月に、入学者選抜において民間の資格・検定試験を活用している道府県、私立高等学校等に聞き取り調査を行った。その結果、福井県、大阪府、及び7校の私立高等学校で活用していることを把握した。このうち、福井県の方式は、「加点方式」、大阪府は、「読み替え方式」である。以下、2つの自治体での取組を紹介する。

表 5. 福井県における活用方法 (入学者選抜実施要項^[7]より抜粋)

活用している資格・検定試験	○実用英語技能検定(英検)
活用の方法	・英検取得による点数は5点とする。加点対象となる級は、学校・学科ごとに「3級以上」又は「準2級以上」 ・ただし、学力検査の英語の得点との合計が100点を超える場合、合計は100点とする。

表 6. 大阪府における活用方法 (入学者選抜実施要項¹⁸⁾より抜粋)

活用している 資格・検定試験	<ul style="list-style-type: none"> ○TOEFL iBT (ETS) ○IELTS (ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ 大学英語検定機構、日本英語検定協会等) ○実用英語技能検定 (公益財団法人 日本英語検定協会)
活用の方法	<p>・学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト (TOEFL iBT, IELTS, 実用英語技能検定 (英検) を対象とする。) のスコア等 (以下「スコア等」という。) を活用する。活用にあたり、スコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。</p>

Q18 東京都においては、どのように得点結果を入学者選抜に生かしていくのか。

A18 具体的な得点の活用方法については、今後、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会で決定していく。現在、検討している活用方法は、Q15 の福井県や大阪府の方式と違い、スピーキングテストのスコアをそのまま学力検査の得点に加えるというものである。

下に、昨年度と同検討委員会報告書¹⁹⁾に示された活用例を記載する。

英語		
【聞く、書く、読む】	100 点	
【書く】	20 点	
計	120 点	換算 → 140 点
英語以外の 4 教科計	400 点	換算 → 560 点
学力検査合計得点		700 点
調査書点		300 点
	総計	1,000 点

図 15. スピーキングテスト得点結果の活用例

- 都立高等学校全日制の入学者選抜の一次・分割前期試験は 1,000 点満点で、学力検査の得点と調査書点の比率は 7 : 3.
- 左下の例では、スピーキングテストの配点を仮に 20 点としている。

- Q19 スピーキングの指導に自信のない中学校の英語科教員への支援はないのか。
- A19 都教育委員会は、『話すこと』に関する能力育成のための映像資料・指導資料を作成し、令和 2 年 2 月に都内全公立中学校に配布した。今後、英語科教員に対してこの資料の活用を促し、各中学校における「話すこと」の指導の充実を支援していく。
- Q20 導入までのスケジュールはどうなっているのか。
- A20 実際に、スピーキングテストを入学者選抜に導入するためには、堅牢なスキーム作り、綿密な計画・準備、複数回にわたる試行が必要である。

都教育委員会は、導入にあたり、例年の都立高等学校受検者数 (約 50,000 人) と同数以上のプレテストを実施することが必須と考えている。そのため、令和元年度のプレテスト (約 8,000 人対象) に続き、令和 2 年度は、9 月から 10 月にかけて都内公立中学校第 3 学年全員 (約 80,000 人) を対象に「確認プレテスト」を実施し、これまで把握した課題に対する解決策を検証するとともに、導入に向けた最終的なチェックを行うことを計画していた。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み、令和 2 年度は規模を大幅に縮小してプレテストを行い、来年の令和 3 年度に約 80,000 人規模のプレテストを実施するというスケジュール変更を行った。そのため、スピーキングテストの入学者選抜への本格導入は令和 4 年度以降になる見込みである。

今後とも、区市町村教育委員会、都内公立中学校、中学生やその保護者にこの取組の意義や実施内容を十分に説明するとともに、関係諸団体からの御理解を得て、可能な限り早期に導入していきたいと考えている。

1.1. おわりに

これまで、都教育委員会は様々な教育施策を展開するとともに、現在も新たな施策を準備している。本稿において、その中から特に「スピーキングテストの入学選抜の活用」を扱った理由は2つある。

第1に、1.3.で述べたとおり、急速にグローバル化が進む東京において、子供たちが「使える英語」を身に付けることが強く求められていること。

第2として、「国が大学入学共通テストにおいて、英語の評価に民間の資格・検定試験を導入することを再検討しているのに、東京都は見直さないのか」という質問を様々な場面でいただいたことが、もう1つの理由である。

国も都教育委員会も、「英語の4技能をバランスよく育成することが必要」、「入学選抜においては、民間の資格・検定試験実施団体の知見を活用することが有効」という点で一致している。

その上で、国が提案した制度設計に関し議論になった点について、都教育委員会ではどのような工夫を施しているのかを明確に示すべきと考えた。その工夫については、10.FAQでも述べたが、再度、ポイントを3点挙げる。

- ① 既存の民間資格・検定試験をそのまま活用するのではなく、事業者が新たにスピーキングテストを作成し、都教育委員会が、学習指導要領の範囲に適合しているかを監修
- ② 受験機会の公平性を担保するため、事業者の試験の受験回数を各受験者1回に限定(ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症罹患等の救済措置あり)
- ③ 採点に関しては、トレーニングを受けた複数の採点者が実施

今後、AIによる自動採点の精度が上がり、入学選抜当日にタブレットを使用し、4技能を測ることができる日もそう遠くないかもしれない。しかし、4技能の総合的な育成の重要性が強く謳われている現在、都教育委員会は、その日を待つのではなく、新たな挑戦を始めることにした。

入学選抜の英語の検査に、「話すこと」を加えるという改善は、東京都にとって平成9年度のリスニング問題導入以来の大改革である。今後、十分に準備を重ね、この改革を成功に導くことが、都教育委員会の重要な責務のうちの1つであると考えている。

本稿が、英語教育に関わっている方々、また、他道府県の入学選抜担当者の方々にとって参考となり、今後、4技能をバランスよく育む英語教育の在り方や入学選抜における「話すこと」の評価の在り方等について、情報交換ができることを心から祈念している。

引用文献

- [1]文部科学省「中学校学習指導要領」(2008, p105)
- [2]文部科学省「中学校学習指導要領」(2017, p144)
- [3]文部科学省「生徒の英語力向上推進プラン」(2015, p1)
- [4]東京都教育委員会「東京都英語教育戦略会議報告書(2016, p16)
- [5]東京都教育委員会「東京都立高等学校入学選抜英語検査改善検討委員会」報告書(2017, p3, p7-11)
- [6]東京都教育委員会「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会」報告書(2019, p14, p16-19)
- [7]福井県教育委員会「平成31年度 福井県立高等学校入学選抜実施要項」(2018, p6)
- [8]大阪府教育委員会「大阪府公立高等学校入学選抜実施要項実施要項」(2018, p19)
- [9]東京都教育委員会「令和2年度東京都立高等学校入学選抜検討委員会報告書」(2019, p23)を基に作成
- [10]坂田恵子「話すことの能力の指標に基づく評価の工夫」東京都教職員研修センター平成16年度教員研究生報告書(2004, p4)

参考文献

- [1]東京都教育委員会「教育庁基礎資料」(2020)
- [2]東京都教育委員会「東京グローバル人材育成計画'20」(2018)
- [3]文部科学省「大学入学共通テスト実施指針」(2017)

(受付日：2020年8月25日、受理日：2020年9月7日)



宇田 剛 (うだ たけし)

現職：東京都教育庁教育監

教育行政論，生活指導，キャリア教育を専門としている

1984 東京外国語大学外国語学部卒業

東京都公立中学校教諭

1998 国分寺市教育委員会指導主事

以降，都教育庁指導部指導主事，都教職員研修センター統括指導主事，青梅市教育委員会指導室長，教育庁主任指導主事，都教職員研修センター企画課長，都多摩教育事務所指導課長

2016 教育庁指導推進担当部長

2018 教育庁指導部長

2019 教育庁教育監

所属学会：日本義務教育学会

主な著書：新しい生徒指導への経営戦略（共著，教育開発研究所）

授業力アップのポイント100（共著，ぎょうせい）